平成２４年（フ）第１２号
広島県三次市三次町367番地２　１－Ｂ－303号
債務者　阪下　英則
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後１時
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１号
岡山県新見市大佐大井野1593番地
債務者　佐藤　正子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月21日午後３時
岡山地方裁判所新見支部

平成２４年（フ）第１１３号
川崎市幸区中幸町３丁目16番地１　フォレスト幸洋201、前住所東京都品川区八潮５丁目12番69―716号
債務者　仲宗根浩二
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
横浜市西区中央２丁目39番５号　和田荘Ｃ号
債務者　長嶋美代子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４９号
横浜市戸塚区上矢部町143番地１　東建ニューハイツ戸塚214号
債務者　工藤香緒里
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２８号
横浜市金沢区洲崎町12番８号
債務者　矢上　隆充
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３４号
横浜市金沢区東朝比奈３丁目５番３号　サンハイツ長島Ａ101
債務者　竹村佳奈子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３７号
横浜市都筑区佐江戸町528番地　第２ハイツ和田203号室
債務者　浦川　浩幸
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４２号
横浜市南区睦町２丁目180番地の11　長谷川方、住民票上の住所横浜市港南区笹下６丁目18番１号　グリーンビレッジ洋光台201
債務者　齊藤　康尚
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４６号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷952番地20　ミネオハイツ202
債務者　中野　臣二
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０８号
横浜市鶴見区上末吉１丁目16番27号　横山コーポ302
債務者　野田　初巳
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１号
沖縄県中頭郡北中城村字美崎254番地　ネプチューンプロムナードⅡ202号
債務者　馬木　隆也
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３８号
沖縄県うるま市字兼箇段1311番地１　兼原高層住宅２―305
債務者　志喜屋榮子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２１４号
東京都稲城市東長沼1528番地イサミハイツ102号
債務者　佐藤　隆弘
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２１５号
東京都稲城市東長沼1528番地イサミハイツ102号
債務者　佐藤磨寿美
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部